

山口県農薬安全使用指導要領

制定	昭和48年	1月
改正	平成15年	11月
改正	平成18年	1月
改正	平成18年	4月
改正	令和2年	4月

山口県農林水産部

1 趣旨

農薬は、農業生産の向上に大きな役割を果たしているが、近年、自然・生活環境の保全や農産物の安全性の確保に関する社会的関心が高まっていることなどに伴って、自然環境の汚染、人畜・水産動植物などに対する危害、農産物の農薬残留などの防止を図ることが緊要となっている。

このような情勢に対応するため農薬取締法に基づく規定のほか、農薬安全使用の徹底及び農薬による危害防止対策を強力に推進し、指導の万全を期するものとする。

2 指導推進事項

農薬の安全使用を推進するため、次の事項について指導徹底を図るものとする。

(1) 農薬安全使用の徹底

ア 使用禁止農薬 殺虫剤；DDT、リンデン、パラチオン、エンドリン、アルドリリン、マイレックス、TEPP、砒酸鉛、ディルドリン、クロルデン、トキサフェン、メチルパラチオン、ヘプタクロル、プリクトラン、ケルセン、ベンゾエピン

殺菌剤；ヘキサクロロベンゼン、有機水銀剤、PCNB、ダイホルタン

除草剤；2,4,5-T、CNP、PCP（殺菌剤）

イ 使用規制農薬

水質汚濁性農薬 除草剤；シマジン

使用規制農薬については、本県では「使用しない」こととしている。

ウ 魚介類に対する被害防止

別添「水産動植物の被害に関する安全使用について」により一層の自主的な安全使用を図る。

(2) 農薬の危害防止

農薬散布中の事故防止を図るため、防除期間の徹底・危害防止方法・応急措置方法・農薬の正しい保管管理・使用後の容器の処理等について別添「農薬散布における危

害防止について」等により周知徹底を期し、危害防止運動を展開する。

(3) 農薬販売の適正化指導

農薬販売者に対し適正な農薬の保管・販売と農薬の安全使用の周知徹底を図る。

(4) 農薬残留防止

ア 農作物中における農薬残留についての調査を実施し、農薬の安全使用をすすめる。

イ 農薬の安全使用とともに、農薬の飛散防止対策の指導を徹底する。

ウ ドリン類等による土壌残留が懸念されるほ場においては、食用作物（飼料作を含む）の栽培は行わない。

(5) 不用農薬の適正処理

不用農薬については、これが放置されることなく、適切な処分が行われるよう周知徹底を図る。

3 指導推進方法

(1) 農作物病害虫・雑草防除指導基準の作成

県は農薬の効果や環境への配慮等を考慮した農作物病害虫・雑草防除指導基準を作成する。

(2) 防除暦の作成指導

農林水産事務所又は農林事務所及び県農業協同組合（以下「農協」という）等は連携し、生産者団体に対し、作物毎に農作物病害虫・雑草防除指導基準に基づく防除暦の作成指導を行い、効率的かつ安全な防除の推進を図るよう指導する。

(3) 一般住民への啓発

市町は、農薬散布における危害防止の観点から、共同一斉防除を実施する場合は、事前に一般住民に対して防除時期・防除区域の周知徹底を図る。

(4) 農薬安全使用月間の設定

ア 農薬の安全かつ適正な使用の徹底を図るため、農薬使用の最盛期に農薬安全使用月間を設定し、農林水産事務所又は農林事務所、市町、農協、共済組合及び病害虫防除員等が連携し農薬の使用についての指導を行う。

イ 農薬安全使用月間は市町において地域の実情を考慮し、月間を設定し推進する。

(5) 啓発宣伝

県及び市町は広報機関を活用し、広報活動を行うとともに農薬安全使用の啓発指導を行う。

(6) 研修会・講習会の開催

県は、病害虫防除指導関係者に対し、病害虫の適正防除・農薬の安全使用等について研修会・講習会を開催し、指導者の育成を図る。

4 指導推進体制

県は、市町並びに関係機関団体の協力を得て、農薬安全指導を進めるため、次の体制

を整え推進するものとする。

(1) 情報の収集

県関係機関、市町、関係団体は、農薬の使用に伴う自然環境の汚染、人畜・水産動物などに対する危害、農産物の農薬残留などの発生実態を把握し、問題が発生したときは県農業振興課長へ報告する。

(2) 農薬安全対策推進協議会の開催

県は必要に応じて、県関係課、病虫害防除所、農林総合技術センター、県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会耕種資材部中四国営農資材事業所山口推進課（以下「全農」という。）、農協、県農業共済組合連合会および、県農薬商業協同組合（以下「農薬商協」という。）等をもって構成する農薬安全対策推進協議会を開催し、農薬安全使用に係る基本方針等を協議するとともに、農薬安全使用の周知徹底を図る。

(3) 県の指導

病虫害防除所、農林水産事務所又は農林事務所は、市町、農協等関係機関に対し、農薬の安全使用について指導の徹底を図る。

(4) 市町の指導

市町は、農林水産事務所又は農林事務所、農協、病虫害防除員等と連携して農薬安全使用の徹底を図る。

(5) 関係団体の協力

県関係団体（県農業協同組合中央会、全農、県農業共済組合連合会、農薬商協）は、それぞれの組織を通じて積極的に農薬安全使用対策の周知徹底を図る。

別添

1 水産動植物の被害防止に関する安全使用について

- (1) 散布された薬剤が、河川・湖沼・海域及び養殖池に飛散または流入することにより、水産動植物など環境への被害が生じることがないように十分配慮すること。
- (2) 水田において農薬を使用するときは、止水期間の確保等適切な水管理を徹底すること。
- (3) 散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は河川などに流さず、地下水を汚染するおそれのない場所を選び、土に吸収させる方法で処理すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分に配慮すること。

2 農薬の安全使用について

(1) 農薬使用時の注意点

- ア 農薬を使う前に必ずラベルで、希釈倍数、散布量、使用時期等の使用方法をよく確認し、使用すること。
- イ 散布作業中には、散布する関係者以外の人をなるべく近づけないようにすること。
- ウ 散布液の調製時や、散布作業中には必ずマスク、ゴム手袋、専用の作業衣、帽子、長靴などを着用すること。
- エ 暑い日中の作業をさけ、朝夕の涼しい時間帯に作業を実施すること。
- オ 散布作業が終わったあとは、必ず手足をよく洗い、うがいを励行すること。
- カ 農薬使用后、空袋、空ビンは適正に処理し、使った容器や器具をよく洗うこと。
- キ 使い残した農薬は、密封して保管箱に収納し、子供などの手の届かない所に保管すること。
- ク めまい、吐き気などの中毒らしい症状が出たら、薬剤に応じた応急手当を施すとともに、症状が軽くても必ず医師の診断を受けること。

(2) 散布ほ場周辺の危害防止

- ア 農薬散布を実施する際は、周辺住民に散布日、散布時間等を周知すること。
- イ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意すること。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控えること。
- エ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう、風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと。

(3) 蜜蜂に対する危害防止

- ア 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促すこと。

イ 養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施すること。

ウ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意すること。

3 無人航空機防除における危害及び事故防止について

（1）無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守すること。

（2）空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、栽培ほ場、蜜蜂の巣箱等がある場合、周辺住民と十分なコミュニケーションをとるとともに、時間的余裕をもって、事前に農薬の散布情報（散布場所、散布予定日、作物名、散布農薬名等）について周知徹底を図ること。